

議案第 6 3 号

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部改正を受けて、国民健康保険の出産育児一時金の金額を改定するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市国民健康保険条例(昭和 35 年羽曳野市条例第 172 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「390,000 円」を「404,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

羽曳野市国民健康保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>404,000 円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、市長が定めるところにより、これに 30,000 円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 省略 以下省略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>390,000 円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、市長が定めるところにより、これに 30,000 円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 省略 以下省略</p>